

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役です。なお、社外役員を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行には該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。ただし、有価証券報告書記載の「対象となる役員の員数」には期中に就任・退任した者を含めており、「対象役員の平均報酬額」の算出根拠として用いるのは適切ではないため、算出に当たっては、当該期中就任者・期中退任者を除いております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

① 報酬委員会等の整備・確保の状況について

当行は、当行の役員（監査役を除く）の報酬体系、報酬の内容を審議する機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、当行の取締役の報酬等の内容に係る決定方針及び個人別の報酬額等の内容を審議しております。

指名報酬委員会は、その過半が社外取締役及び社外監査役により構成され、取締役等の報酬制度の運用全般について監視・牽制を行い、業務推進部門からは独立して報酬決定方針等を株主総会の決議の範囲内で定める権限を有しております。

なお、監査役報酬については、定時株主総会において決議された監査役報酬限度額の範囲内において、会社法第387条第2項の定めに従い監査役の協議により決定しております。

② 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2018年4月～2019年3月)
指名報酬委員会（名古屋銀行）	3回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価について

対象役員及び対象従業員等の報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、中長期的な企業価値の向上を通じて、「1.地域社会への貢献、2.収益力の強化とリスク管理の徹底、3.お客さまのニーズに適合した金融サービスの提供、4.コンプライアンスの実践、5.自由闊達な企業風土の確立」という当行の経営方針にもとづいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションとしております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の連結業績を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員及び監査役を対象外としたうえで、より長期的な企業価値の創出を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、業績や経済・社会情勢等を踏まえた上での適正性を重視しつつ、「役員報酬規程」に基づき指名報酬委員会で決定後、取締役会に報告しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された監査役報酬限度額の範囲内で、会社法第387条第2項の定めに従い社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬等の種類、及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法について

中長期的な業績向上への役員等の貢献意欲を高めると共に株主の皆様との利益意識の共有を計ることを目的に、中長期のインセンティブプランとして「株式報酬」を導入しております。本株式報酬は、「役位に応じて定められた基準額」に応じ、原則として各役員等の退任時に交付する「業績非連動部分」のみで、「業績連動部分」はありません。

株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりです。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社名古屋銀行 第1回新株予約権	2014年8月14日から 2064年8月13日まで
株式会社名古屋銀行 第2回新株予約権	2015年8月14日から 2065年8月13日まで
株式会社名古屋銀行 第3回新株予約権	2016年8月13日から 2066年8月12日まで
株式会社名古屋銀行 第4回新株予約権	2017年8月11日から 2067年8月10日まで
株式会社名古屋銀行 第5回新株予約権	2018年7月10日から 2068年7月9日まで

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

(1) 別紙様式第一面（REM1）：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等				
項番			イ	ロ
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	15	—
2		固定報酬の総額（3 + 5 + 7）	236	—
3		うち、現金報酬額	209	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	26	—
6		5のうち、繰延額	26	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	13	—
10		変動報酬の総額（11 + 13 + 15）	58	—
11		うち、現金報酬額	58	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15		うち、その他報酬額	—	—
16	15のうち、繰延額	—	—	
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	5	—
18		退職慰労金の総額	6	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額（2 + 10 + 18 + 21）		301	—

- (注) 1. 対象役員の報酬等には、使用人兼務役員の使用人給与額を含めております。
 2. 株式報酬型ストックオプションは、制度上予め付与金額が決まっているため固定報酬に記載しております。
 3. 固定報酬の対象役員のうち監査役は、株式報酬額又は株式連動型報酬額の支給対象となっております。
 4. 退職慰労金には、当期中に支払われた打ち切り支給額を記載しております。
 5. 固定報酬の対象役員の数において、期中に取締役を退任して監査役に就任した対象役員は、1名として数えております。

(2) 別紙様式第二面（REM2）：特別報酬等

特別報酬等に該当する事項はございません。

(単位：人、百万円)

REM2：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、下記「別紙様式第三面（REM3）：繰延報酬等」以外に該当する事項はございません。

(1) 別紙様式第三面（REM3）：繰延報酬等

(単位：百万円)

REM3：繰延報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額	
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	114	—	—	—	36
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額	114	—	—	—	—	36

(注) 繰延報酬等は、繰延期間中の株価等の時価変動の影響を算定することが困難であるため、付与時の発行単価により計算した報酬額により算定した計数を記載しております。